

※このご案内は令和8年4月30日時点で国民健康保険の加入者がいらっしゃる全ての世帯の世帯主にお送りしています。すでに国民健康保険を脱退している場合は、行き違いですのでご容赦ください。

令和8年度の国民健康保険税率の改定について

国民健康保険（国保）制度は、保険税や国・県・市からの公費により運営されていますが、医療費の高騰などにより、市の国保財政は非常に厳しい状況となっています。市では国保制度を安定させ、持続可能なものとするために、埼玉県国保運営方針に基づき、県が示す標準的な税率（市町村標準保険税率）を目指して、令和7年度に引き続き令和8年度の税率などを改定します。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

改定の内容

- 県内の保険税水準の統一に向けて、段階的な税率改定を行いました
- 子ども・子育て支援金制度の導入により、保険税項目を追加しました

区分		所得割率	均等割額	課税限度額
医療給付費分	改定前（R7）	7.49%	34,300円	65万円
	改定後（R8）	8.23%	42,200円	66万円
後期高齢者支援金等分	改定前（R7）	2.42%	11,500円	24万円
	改定後（R8）	2.64%	14,000円	26万円
介護納付金分（40～64歳）	改定前（R7）	1.94%	14,900円	17万円
	改定後（R8）	2.18%	16,300円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	新規（R8）	0.29%	1,898円※	3万円

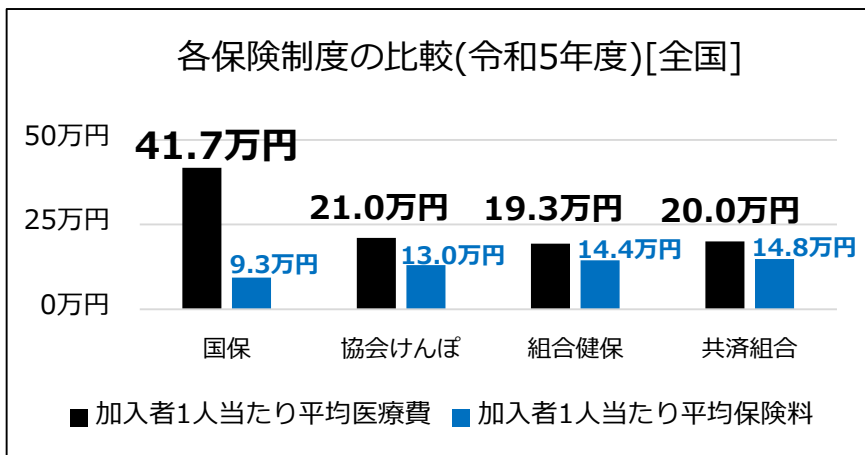
※子ども・子育て支援納付金分の均等割額は、18歳（高校卒業相当）までの方の分は全額軽減されます。

※「R7」は令和7年度、「R8」は令和8年度を示しています（以下同じ）。

改定の背景

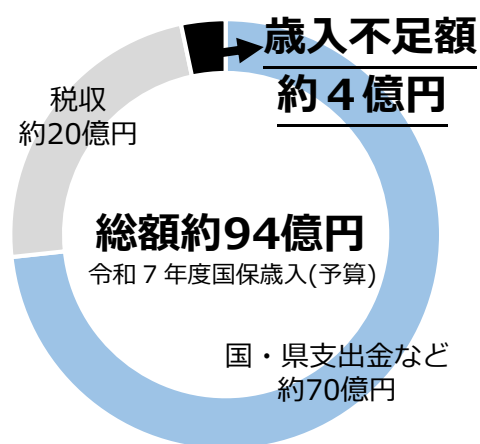
国保の厳しい財政運営

国保制度は、「加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い」「被用者保険などと比べて所得水準の低い加入者が多く財源の確保が難しい」といった構造的な問題から財政運営が厳しい状況です。



富士見市の厳しい財政状況

令和7年度に税率改定を実施しましたが、市の国保財政は歳出額が歳入額を上回る見込みであり、今後も医療費の高騰などを要因として不足額の増加が見込まれています。



保険税水準の統一へ向けた取組

現在、国保制度は都道府県が財政運営の責任を担っており、埼玉県では国の方針を踏まえ、“県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となること”という「保険税水準の統一に向けた取組」を行っています。

このため、県内の市町村は令和9年度までに県が提示する市町村標準保険税率と同じ税率に設定することになっていますが、現在、市の税率は市町村標準保険税率を下回っている状況です。



子ども・子育て支援金制度の導入

子ども・子育て世帯への支援拡大

「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代の方や企業からの支援金を財源として、児童手当などの子育て支援策を拡充し、それによって子どもや子育て世帯を社会全体で応援していくための仕組みです。

令和8年度から、皆様が加入する医療保険の保険料とあわせて負担していただくことになりました。



「地方税統一 QR コード」で納付ができるようになりました！

納付書に印字されている地方税統一 QR コード (eL-QR) を使って、全国の eL-QR 対応金融機関窓口や対応のスマートフォン決済アプリから納付ができるようになりました。また、「地方税お支払サイト」にアクセスし、クレジットカードやインターネットバンキングなどにより納付することも可能です。

※QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



改定の影響

モデル世帯ごとの改定の影響

モデル世帯ごとの改定前後の保険税額（1年分）は下表のとおりです。なお、市ホームページに、改定後の保険税額を試算できる表を掲載していますので、ご活用ください。

65歳1人暮らし (前年世帯所得0円)		65歳夫婦2人暮らし (前年世帯所得100万円)		40歳夫婦と未就学児の3人暮らし (前年世帯所得200万円)	
改定前(R7)	改定後(R8)	改定前(R7)	改定後(R8)	改定前(R7)	改定後(R8)
13,600円	17,300円	102,100円	121,600円	301,200円	350,800円

※改定後(R8)は子ども・子育て支援納付金分を含んでいます。

軽減・減免制度の拡充

子育て世帯の減免対象者の年齢を拡大

税率改定による子育て世帯への影響を緩和するため、小学校入学から22歳（大学卒業相当）までの年齢の加入者（世帯主と配偶者は除く）について、税率改定による均等割額の増額分の半額を申請により減免します。令和8年度は、下表のとおり対象者を拡大しています。

対象となる世帯の納税通知書（令和8年7月以降郵送）に減免申請書と返信用封筒を同封しますので、記入して返送してください。

	改定前 (R7)	改定後 (R8)
減免対象年齢 (世帯所得500万円以下)	小学校入学から、18歳（高校卒業相当）まで	小学校入学から、 22歳（大学卒業相当）まで

低所得世帯への軽減を拡充

世帯主と加入者の前年所得が一定以下の世帯に対する軽減基準を下表のとおり拡充します。軽減のための申請は不要ですが、世帯主と加入者全員（※）の収入の申告が必要です。

※令和8年4月1日時点で16歳未満の方は除きます。



詳しくはこちら

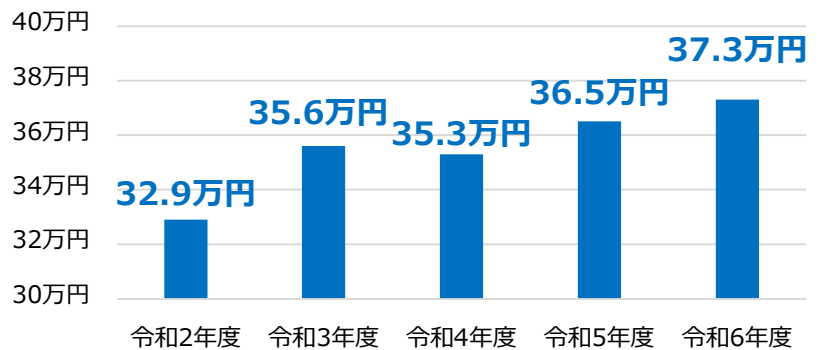
区分	改定前 (R7)	改定後 (R8)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	改定前 (R7) と変更なし
5割軽減	43万円 + 30.5万円 × 加入者の人数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + 31万円 × 加入者の人数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
2割軽減	43万円 + 56万円 × 加入者の人数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + 57万円 × 加入者の人数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)

保険税率の引上げを抑えるために

保険税は主に病気やケガなどの医療費に充てられるもので、医療費が増加すると、保険税率の引上げにつながります。

医療費の伸びを抑えるためには、一人ひとりが自身の健康に留意するとともに、次のようなことに取り組むことが大切です。

近年の市国保1人当たり年間医療費の推移



かかりつけ医を持ちましょう

病気にかかったり健康不安を感じたりした時に相談できる身近な「かかりつけ医」を持ち、体の不調を感じたときは、早めに相談する習慣をつけることが医療費節約の第1歩です。

重複受診は控えましょう

同じ症状や病気で複数の医療機関を受診することは、検査・投薬による体への負担が増えるほか、医療費の増加にもつながりますので控えましょう。

夜間や休日の受診は避けましょう

診療時間終了後や休診日の受診は、時間外加算がついて医療費の増加につながります。平日の診療時間内に受診することができないかを考えてみましょう。

薬のもらい過ぎに注意しましょう

薬のもらい過ぎは医療費が増加したり、飲み合わせにより体に副作用が生じたりする恐れがあります。「お薬手帳」を活用し、薬の重複や飲み合わせを確認してもらいましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を使っており、品質や効き目、安全性が同等な薬です。先発医薬品に比べて開発費が少ないために低価格であり、医療費節約につながります。

定期的に健診を受けましょう

特定健診や人間ドックを毎年定期的に受けて、自分の健康状態を把握することで、病気の早期発見・早期治療をし、重症化予防をしましょう。



みんな笑顔☆ふじみ
富士見市

【問合せ】保険年金課国保係
TEL : 049-252-7113
FAX : 049-268-3101



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



富士見市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。